

一般競争入札の公告について

上砂川町長 奥山 光一

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|--|
| (1) 工事(業務委託)名 | 上砂川町役場庁舎太陽光発電導入工事 |
| (2) 工事(業務)概要 | 太陽電池モジュール60枚及び架台、パワーコンディショナ1式、計測監視装置ほか |
| (3) 予定価格 | 公表しない |
| (4) 工事(業務)場所 | 上砂川町 |
| (5) 竣工(業務)期限 | 契約日の翌日より 令和9年8月10日 |

2. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 公告の前日までに上砂川町における令和7・8年度建設工事等の入札参加資格者名簿に登録され、建設業法による電気工事業の許可を有する者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までの間において、国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかでないこと。
- (4) 入札執行日までにおいて、会社法第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産の申立て、会社更生法第17条に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続きの開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更正手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされた者であって更正計画の許可が決定し又は再生計画の許可が確定した者を除く。)でないこと。
- (5) 公告の日において、北海道内に本店又は受任者たる営業所等を有する者。さらに、地域を限定することができるものとし、過去に当町の業務を元請けとして誠実に履行し完了した実績を有する者はこの限りでない。

(6) 北海道内で、過去 10 年間に同種同類工事等を元請けとして誠実に履行し完了した実績を有する者。ただし、町内において本店又は受任者たる営業所を有する者、又は過去に当町の業務を元請けとして誠実に履行し完了した実績を有する者はこの限りでない。

(7) 本工事において、建設業法及び施行令に定める建設業の許可を有し、専任の主任技術者又は監理技術者を配置することが可能と認められる者であって、(5)に規定する本店又は営業所等に常勤し、(6)に規定する工事等の実施経歴を有する者を配置できること。

3. 契約条項を示す場所及び期間に関する事項

(1) 入札参加申請書

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書（別記様式第 2 号）を提出しなければならない。

(2) 提出期間

公告の翌日 令和 8 年 5 月 2 9 日 から 令和 8 年 6 月 5 日までの、午前 9 時から午後 5 時まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び正午から午後 0 時 45 分までを除く。）

(3) 提出場所及び契約条項を示す場所

上砂川町字上砂川町 40 番地 10

上砂川町役場建設環境課

電話番号 (0125) 62-2221 内線 354

(4) 提出方法

持参とし、他の方法によるものは受け付けない。

(5) その他

ア. 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ. 提出された資料は、返却しない。

ウ. 提出された資料は、無断で他に使用しない。

4. 入札参加資格の有無

この入札は、施行令第 167 条の 5 の 2 に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が 2. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に掲げる資格を有するかの審査を行い、その結果を令和 8 年 6 月 1 0 日に町ホームページにおいて通知する。

入札参加資格が無いと認められた者は、通知の日から 7 日間、書面により説明を求めることができる。

書面により説明を求められた者に対しては、受理した日から 7 日以内に書面にて回答を行うものとする。

5. 閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間

令和8年6月24日から令和8年7月8日までの15日間とし、午前9時から午後5時まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び正午から午後0時45分までを除く。)

(2) 場所は、上砂川町役場第1相談室とする。

(3) 設計図書に関する質問は書面により説明を求めることができる。提出期間は閲覧日から7日間とし、回答は入札日前日まで同場所で閲覧に供するものとする。

6. 競争入札執行の場所及び日時

(1) 日時 令和8年7月9日 午前9時

(2) 場所 上砂川町役場第3会議室

(3) その他の事項

ア 郵便又は電報による入札は認めない。

イ 契約金額の4割に相当する額以内を前金払いする。~~前金払いはしない。~~

ウ 契約金額の2割に相当する額以内を中間前金払いする。但し、財務規則第72条の4の規定を満たすこと。~~中間前金払いはしない。~~

エ ~~部分払いは一回行う。~~ 部分払いはしない。

オ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は当該10%に相当する額を抜いた金額とすること。

カ 競争入札参加者は、競争入札心得、上砂川町財務規則、上砂川町建設工事等執行規則、その他関係法令の規定を承知すること。

7. 入札及び契約保証金に関する事項

入札及び契約保証金に関する事項は、「一般競争入札参加資格審査結果通知書」に記載するものとする。

8. その他

競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

落札者は、工事内訳書(数量、単価、金額を明らかにしたもの)を提出するものとする。